

就業規則第36条の取扱いに関する抗議

2014年12月12日
東北大学職員組合執行委員会

東北大学職員組合は、2014年12月12日大学に対して下記の内容で抗議しました。

就業規則第36条の取扱いについて、組合から大学に下記のとおり抗議します。

法人化直前の2004年2月、大学は就業規則第36条（政治的・宗教的活動の禁止）を提示し、それに対して組合は、それが教育・研究活動や教職員の思想信条の自由を危うくする条項であるとしてその削除を主張したが、大学は強行した。

その後も、組合は、第36条の恣意的な運用を防ぐために適切な運用方針を労使間で確認すべく、同年4月の北村理事（当時）との懇談で、「就業規則第36条の運用に関する組合の提案」を提示し、大学も第36条の漠然さをそのままでは放置せず、同年7月6日に事業場長と過半数代表者に「職員就業規則第36条（政治的活動等の禁止）の運用について（案）」を提案し、さらに組合は、4月の組合提案に照らして重大な問題点があったことから、その各条を批判した意見書『[『職員就業規則第36条（政治的活動等の禁止）の運用について（案）』の問題点について](http://www.tohokudai-kumiai.org/docs04/ik040730.html)』を同年7月30日に北村理事に提出した。<http://www.tohokudai-kumiai.org/docs04/ik040730.html>
それに対する大学側からの反応は今日にいたるまでない。

ところが、本年12月3日付の「人給労管」通知として、明野理事から「衆議院総選挙における職員の服務規律の確保について」が出された。その中には、「本年12月に衆議院議員総選挙が行われますので、就業規則に基づいて服務規律を確保されますよう、貴部局等所属職員に周知願います。」として

1 国立大学法人東北大学職員就業規則 第36条

職員は、本学の施設内において選挙運動その他の政治活動を行ってはならない。

※この他の就業規則が適用される職員についても、各就業規則において同様の規定が定められています。

と書かれている。

これは、現在おこなわれている衆議院総選挙において、本学職員が本学の施設内において選挙運動その他の政治活動をすることは、業務の正常な運営を妨げるか否かにかかわらず、就業規則第36条の服務規律に違反するものだから、決してそのようなことがないように徹底せよ、という理事から各部局の長及び本部事務機構各部（課・室）の長への業務命令である。

大学は、就業規則第36条を、組合の批判に耳を貸さずに強行した上、組合が、その運用の前提として北村理事（当時）に真摯に提案し、その後に出た大学の運用案に対しても具体的に問題点を提示した意見書を提出していた、という経緯があるにもかかわらず、それにこたえず検討を放り出し今日まで放置しておきながら、国政選挙にあたって、本組合に何の相談もなく服務規律として就業規則第36条の遵守を徹底している。

これは懸案の就業規則の取扱いについて、労使の正常な関係をないがしろにするものであり、不誠実団交にも相当する。組合は嚴重に抗議する。